

IT キャリアアップ支援事業委託 仕様書

1. 業務名 令和7年度 IT キャリアアップ支援事業委託

2. 業務の目的

市民の多様な働き方を実現し、新たな就労機会を創出するため、IT 関連スキルの習得機会を設け、市内のデジタル人材の育成を行う。また、市内企業のD X化を推進するため、企業枠として企業内デジタル人材を育成し、市内企業における業務の効率化を図る。

3. 業務期間

契約日から令和8年3月19日まで

4. 履行場所

志摩市地内

5. 業務内容

次の各号の内容を踏まえ、研修プログラム等を提案すること。

(1) IT キャリアアップ業務

市内デジタル人材育成のため、「一般枠」と「企業枠」の2コースを設置し、独自に研修プログラムを考案・企画するとともに、広報、参加者の募集、問い合わせ対応等、一連の業務を行うものとする。

① 広報

参加者の募集にかかるチラシの作成を行うとともに、受講者の募集開始の前には必ず研修内容などを含めた説明会（オンライン可）を開催すること。また、Instagram や X 等の SNS 媒体での広報を実施すること。なお、説明会のアーカイブ動画については、募集期間中に市広報媒体（YouTube 等）にリンクを掲載する。

② 受講対象者

「一般枠」：市内に在住し、求職・転職やスキルアップを目指す者を対象とする。

「企業枠」：D X化の推進に意欲的な市内企業等の従業員等とする。なお、従業員等とは、原則として役員及び企業と期間の定めのない雇用契約を締結している者とする。

「一般枠」「企業枠」を合わせて 20 人を上限とし、この定員を超過した場合には選考を行い、発注者と受注者が協議のうえ、受講対象者を決定するものとする。

③研修プログラム実施形態

市内での実地研修又はオンライン研修（e-learning など）により行うこと。なお、市内での実地研修を行う場合に当たっては、会場の確保及び費用の負担は提案者により行うこと。

④実施時期・期間

対象者に在職中の受講者が含まれることを踏まえ、一般的に無理のない時期及び期間を設定すること。

⑤研修内容

SAP、RPA、VBA、Python など就職・スキルアップや企業の DX 化につながる研修プログラムを作成し実施すること。また、デジタルリテラシーの向上につながる研修も併せて実施すること。さらに、選択式プログラムの導入など、受講者が求めるニーズにきめ細かく対応可能なプログラム構築や受講者同士の交流が可能なコミュニティを形成するよう努めること。

ア「一般枠」

就業やスキルアップにつながるデジタルスキルを習得するプログラムを構築し、研修を開催すること。

研修プログラムを構築するにあたっては、就業を意識した実践的な内容や最新の手法などをカリキュラムに取り入れることに努めること。

また、研修修了時には受講者への就職支援として、就職説明会の活用や自社の提携企業など、修了予定者への就職支援に努めること。

イ「企業枠」

企業内の業務効率化・改善や販路拡大等につながるデジタルスキルを習得するプログラムを構築し、研修を開催すること。

研修プログラムを構築するにあたっては、企業ごとにデジタル化に向けた様々な課題や改善点があることを踏まえ、それぞれの受講者に対し課題の洗い出しを行い、その改善方法を明確化するためのヒアリングを実施すること。

また、研修期間中又は研修後には受講者への支援として、企業課題の改善に向けた受講コンテンツの活用方法についてのアドバイスを実施すること。

⑥研修実施回数等

研修は一人あたり 150 時間程度を目安とする。

⑦問い合わせ対応

受講者が研修内容について、随時問い合わせを行うことができる環境を整備し、対応を行うこと。

⑧状況把握

それぞれの研修において、受講者が研修内容を理解し、達成度を測る指標を事前に設定し、受講終了後に達成度合いに応じ修了の判定を行うこと。

⑨マッチングの実施

「一般枠」受講者に対し、市内企業等とのマッチングや就職の斡旋など、本事業において得られたスキルを活用して就職につなげる取り組みを行うこと。

6. 再委託

業務の遂行にあたり、再委託を行う予定がある場合には再委託の内容、再委託先の選定理由、再委託予定金額等の委託方針を示すこと。

7. 成果物

業務完了後、発注者と協議のうえ、以下の書類等を提出すること。なお、発注者が求める場合には適宜状況報告を行うこと。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 実施報告書（紙媒体 1 部、電子データ（CD-R 又は DVD）） 1 部
- (3) その他、発注者が必要とする報告資料、関係データ一式

8. その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (2) 業務を処理するために取得した個人情報、法人情報や発注者所有の各種データを取り扱うため、個人情報やプライバシーの保護に努めること。また、志摩市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 業務を実施するにあたり、本業務に係る統括責任者を配置し、事業の遂行上必要となる発注者との調整等を行い、本業務全体の管理等を行うこと。

(4) 本書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者と受託者が協議のうえ定める。

(5) 設備費や諸経費、企画運営等、本契約に係る費用は、全て委託料に含めるものとする。

また、この契約の履行にかかる費用の一部又は全部を研修受講者から徴収しないこと。